平成19年度 全国木材組合連合会事業計画

1 最近の我が国の経済社会の動向

(1) 世界と日本の景気の見通し

- ① 世界の景気は中国その他アジア諸国及び欧州が引き続き高い経済成長率を維持するものと見込まれているほか、米国経済も好調な企業部門に支えられて景気の急激な下落はさけられるものと予想されている。
- ② 我が国経済は「いざなぎ景気」を超える長い期間、穏やかな回復基調を続けている

今後の経済は国際経済の着実な回復が続く中、民間設備投資など国内民間需要に支えられ底堅い景気回復が続くと見込まれている。一方、石油価格の動向や円安方向で推移している為替相場の今後の動向に留意する必要がある。

(2) 地域間、企業間の格差の拡大

- ① 景気の穏やかな回復の下で、政治や経済の枠組みが大きく変化し、 その変化への対応ができない地域や企業に大きな格差が生じている。
- ② 企業のあり方については「企業の社会的な責任」(CSR) が非常に重視されてきており、その中で「法令遵守(コンプライアンス)」と「透明性」が強く求められてきている。
- ③ また、企業活動において「環境」がキーワードとなり、環境への配慮の取組が求められている。

(3) 行財政改革(公益法人改革・行政関与のあり方の改革)

政府は、「『行政改革推進法』に基づき、公務員の総人件費を徹底して削減するなど抜本的な行政改革を強力に推進して」いくことが政策の柱になっている(「平成19年度予算編成の基本方針」(閣議決定)についての内閣総理大臣の談話)。昨年、公益法人改革の制度的枠組みについての諸法案が成立し、今後、移行期間に入ることになっている。

その中で、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施では、国の補助金のあり方として、①補助対象の選定過程の透明化、②第三者分配型補助金、③補助金依存型公益法人の改善等、公益法人にとって重要な意味を持っており、競争力のかん養、独自財源の確保が差し迫った課題である。

2 最近の木材産業の動向と課題

景気動向に関しては、「木材産業などの地域密着型産業は、景気拡大の恩恵を 具体的な形で享受できない」との指摘がついて回ったが、昨今の木材を取り巻 く状況には明らかな変化のきざしが見られる。例えば、新築住宅着工数は、昨 年を上回る勢いで推移していること、木材価格も外材を中心に動きを早めてい ること、国産原木の逼迫感が見られることなど、ここ数年見ることが出来なか った現象である。これが本物であれば今度こそ木材業界は、じっくり腰をすえ て長期的展望のもと、将来を見据えた事業展開を図るべきである。

(1) 需要サイドの動き

昨年は、住生活基本法が成立(平成 18 年 6 月)し、これ基づく全国基本計画が策定(平成 18 年 9 月)され、現在都道府県基本計画の策定作業など具体化に動き出している。耐震・耐久など高品質指向の拡大と性能表示、安定供給への対応がますます必要になってくるとともに、基本計画に記述されている「木造住宅に関する技術の継承発展、森林吸収源対策としての住宅への地域材の活用、地域材を利用した木造住宅の生産体制の整備」などの具体化に取り組む必要がある。

また、3.9 キャンペーンや合法木材などの供給に取り組む中で、大手住宅メーカー、家具メーカーなどが国産材、合法性、持続可能性など生産過程の信頼のある木材の供給を求める動きを強めている。合法木材供給事業者団体認定は軌道に乗り始めたが、その信頼性の維持確保が重要な課題である。

(2) 供給サイドの動き

① 我が国の木材市場は、中国をはじめ発展途上国を中心とする木材需要の増大や、違法伐採などの環境保護面からの資源情況等から輸入材より国産材への原料転換を図る動きがでている。特に、合板工場は国産材への転換を強めている。このため、原木の供給不足の影響が一部地域で生じている。全木連の構成員企業の大半をしめる中小木材加工業界への影響が心配される。当該中小規模の木材業者に対して、特に「木材産業の体制整備基本方針」での製材・加工体制の整備に示されているそれぞれの規模に応じた具体的施策の実施を要請するとともに、国産材素材の供給の拡大と安定供給のための体制整備がきわめて重要な課題となっている。

② 林野庁は昨年9月、2,300万m3の木材供給・利用を目標とする「林 業・木材産業の再生」等を骨子とする新たな「森林・林業基本計画」 を策定した。

また、今年 2 月には、新たな基本計画をふまえた、木材の安定供給体制の整備、木材産業の競争力の強化、消費者重視の新たな市場の形成と拡大による国産材の利用拡大の推進などの取組みを内容とする「木材産業の体制整備及び国産材の利用拡大に向けた基本方針」を策定し公表した。

更に、競争力のある木材産業の構築をめざして、新木材加工・流通システムや新生産システム等の政策が展開されているところである。

3 事業計画の実効性の確保に向けて

事業計画を着実に実行するためには、全木連と各都道府県木(協)連との連携を一層強化し、更に、各地区における支部組織の活動を活発化していく中で、全国的課題と地域的課題のそれぞれに対する取組の強化を図り、組織の活性化と活動力の向上に努めるとともに、国・地方の行政機関はもちろんのこと、林業・木材産業、木造住宅関係等関連団体や試験研究機関との連携をこれまで以上に強化して、効果的、効率的、総合的に事業を推進していくものとする。

特に、平成19年度の国の補助及び委託事業が原則公募により実施主体が決定されることを踏まえ、提案力を高めると共に、積極的に応募していくこととする。また、行政機関(林野庁、住宅局)や関係団体との定期的意見交換会の実施を行うこととする。

さらに、IT 活用による情報ネットワークの推進など時代状況に即した業界団体として、全木連、都道府県木(協)連等を通じて、組織体制(公益法人改革への対応を含む)と財政基盤の確立方策、求心力のある団体活動のあり方(全国木材産業振興大会のあり方を含む)、団体の活性化対策等について引き続き検討する必要がある。

具体的な施策提案等に於ける根拠データの必要性や意見の公募(パブリックコメント)の実施など行政手法の変化に対応するため、全木連並びに各都道府県木(協)連等は共に、的確に対処していくものとする。

なお、全木連事務局体制の強化を図るため、事業拡大に見合ったアウトソーシングなどの活用、情報の共有化、魅力的HPの提供などITの活用、経理事務等の業務の効率化と共に、定期的職場環境の改善等への取組を行う。

4 平成19年度の重点事項

以上を踏まえ、平成19年度の全木連の事業は中長期的な視点を踏まえ

- ① 木材利用の推進
- ② 木材産業構造改革の推進
- ③ 改正JAS制度への取組とJAS製品の普及推進
- ④ 環境・健康・安全・エネルギー対策の推進
- ⑤ 全木連活性化の各種の取組 を柱として、別添の計画事項とするが、特に平成19年度に重点的に取組 む事項を決定し実施するものとする。